

10月より一部遡及適用!

円滑化法の情報は経営者へのホットニュース!

「経営承継円滑化法」 施行で事業承継は どう変わる?

円滑化法の3つの柱(民法特例・金融支援・税制措置)のうち、 とくに「民法特例」を徹底解説!

中小企業の事業承継支援策として、来年3月より「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)が施行されます。この10月には新法の一部、「自社株式にかかる相続税の納税猶予制度」が遡及適用されることから、いま最も“旬”な話題となっており、とくに60歳以上の経営者が一番欲している“情報”といえます。特に注目したいのは、後継者に生前贈与した自社株式を対象とした「遺留分」についての「民法の特例」です。これにより、経営者自らが後継者にスムーズに自社株式を集中させることができるようになり、また、生命保険の活用にも変化が予想されます。本稿では、経営者にいち早く新法の情報をお届けできるように現時点で可能なかぎり詳細に解説しました。

※本特集の図表1～13は当社Webサイト「FPS-NET」でもご覧いただけます。URL:<http://www.fps-net.com>

1級ファイナンシャル・プランニング技能士 ● 吉光 隆

国を挙げて中小企業の事業承継を支援

世の中の社長の半数近くが60歳を超え、事業を後継者に継ぐ、いわゆる「事業承継」の対策を始めておかなければならない時期が到来しています。

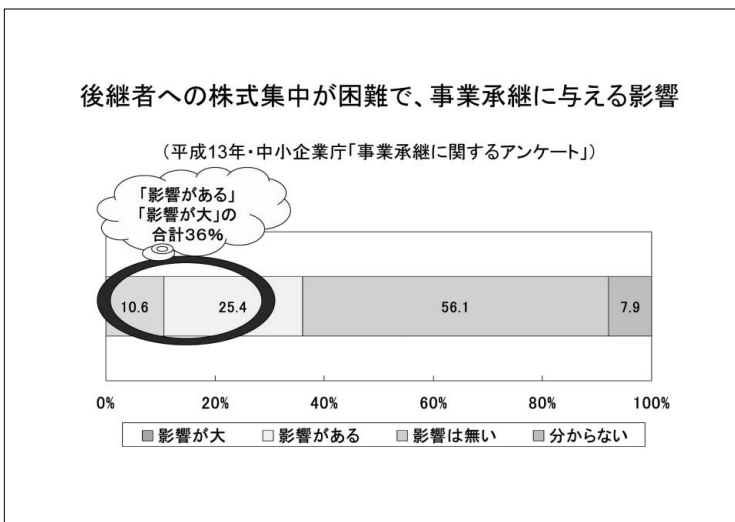
しかし、後継者の育成の問題、自社株の後継者への集中の問題、相続税や遺産分割など相続の問題……抱えている問題はさまざまですが、どれも短期間には解決できないものばかりです。

特に、自社株問題は「後継者への株式の集中が困難なため、事業承継の障害になっている」と考えている経営者は36%にもほつています(図表1参照)。

こうした中、平成20年5月9日、中小企業の事業承継を支援するための法律が国会で可決・成立しました。

いわゆる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」です(以下、「経営承継円滑化法」または単に「円滑化法」とする)。

図表1



「経営承継円滑化法」の柱は3つ!

「経営承継円滑化法」の柱は次の3つです。

1. 民法特例

- ①贈与株式等を遺留分算定基礎額から除外
- ②贈与株式等の評価額を固定化

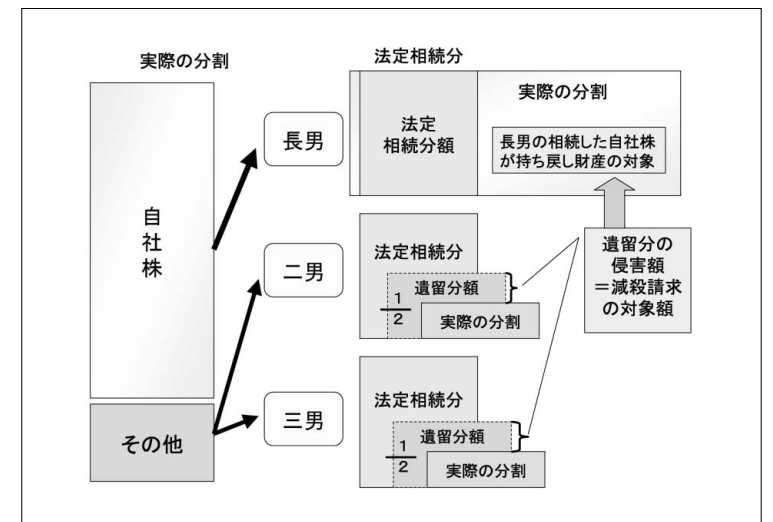
2. 金融支援

- ①中小企業信用保険法の特例(会社の資金需要)
- ②日本政策金融公庫法の特例(後継者の資金需要)

3. 税制措置

- 取引相場の無い株式における、「相続税の80%納税猶予制度」の創設

図表2



中でも、この10月1日から遡及適用される「納税猶予制度」は、これまで自社株にかかる相続税は10%の減額措置だったものを、一定の要件の下、自社株式にかかる相続税の80%が納税猶予されるということで、すでに経営者等の間でもこの制度は話題になっています(編集部注:本誌08年4月号・5月号特集参照)。

また「金融支援」は、事業承継上の資金需要(例えば納税資金や運転資金、自社株の買取り資金など)に対し、会社や後継者個人に資金融資する制度です。資金面での問題が解決すれば、事業承継がスムーズに行くという狙いから設けられました。

さて、ポイントは「民法特例」です。「民法特例」と略していますが、正しくは、「遺留分」に関する民法の特例が新たに設けられたのです。具体的には、後継者に生前贈与した自社株式について、他の相続人全員の合意と一定の手続きにより、

- ①過去に贈与した株式を遺留分の計算基礎から除外することができる(除外合意)
- ②過去に贈与した株式の評価額をあらかじめ固定化したものを遺留分の算定に加える(固定合意)

このいずれか(または、両方同時も可能)ができるようになりました。

これにより経営者の生きている間に、後継者に完全に経営権を移すことができるようになります。

なお、民法特例は平成21年3月1日から施行です。

……と述べてきましたが、これでは何のこともさっぱり分からないでしょう? まして経営者に伝えようにも、何をどう伝えたらよいか頭を悩ませていませんか? それでは、具体的に民法の特例について解説していきましょう。

民法特例のできた背景

前述の図表1にもありますように、後継者に自社株式が集中できないと事業承継の障害になってきます。

このことは、分散した株式に対してだけのことではありません。自社株式が相続財産の大部分を占める経営者の場合、次のようなことが考えられます。遺言や贈与で後継者に株式を集中したとしても、他の相続人から「遺留分の減殺請求」を起こされると、遺留分を侵害した分に相当する株式等を他の相続人に渡さなければなりません。そうなれば株式は分散し、経営が不安定になっていきます(図表2)。

遺留分とは

民法特例を理解するには、改めて「遺留分」についての理解が必要です。

遺留分とは、民法により法定相続人に認められた最低限の保証のことです。遺言等で行き過ぎた財産処分を防ぐために設けられています。

- ①遺留分権利者は、配偶者・子(直系卑属)・親(直系尊属)であり、兄弟姉妹にはありません。
 - ②遺留分額は、親(直系尊属)のみが相続人の場合、3分の1、その他は2分の1です。
 - ③遺留分を侵害された場合は、「遺留分の減殺請求」を家庭裁判所に出して、侵害分を請求できます。
- その期間は
- 相続開始及び遺留分を侵害している遺贈・贈与があることを知ったときから1年以内
 - 相続開始から10年以内(相続開始を知らなくても)(民法第1042条)

遺留分を侵害するのは遺言だけではない！

遺留分を侵害する……いわゆる他の相続人の民法上の取り分を超えてまで、特定の人に財産を渡すケースというのは、一般的には「遺言」が考えられます。遺言を使えば、被相続人の意思で自由に財産を処分できるからです。その意味では、遺言は遺留分を侵害する可能性が高い手段です。しかし、遺留分を侵害する可能性が高いのは、遺言だけではありません。いわゆる相続人に対して過去に贈与された「贈与財産」も、遺留分を侵害する可能性が高いのです。

生前贈与財産も遺留分を侵害する！

特に、経営者が後継者に自社株を贈与する……いわゆる毎年、毎年、自社株式を贈与する「暦年贈与」と、一度にまとまった自社株式を贈与する「相続時精算課税制度」(平成19年施行「自社株特例贈与」・非課税金額3,000万円)などを使って過去に贈与した自社株式も、遺産分割時には、相続開始時点の時価(評価額)で持ち戻して、分割を行うことになっています。ここでのポイントは2つ。

- ①遺産分割時には、過去に相続人に贈与された財産(いわゆる「特別受益」※)をすべて『持ち戻して』分割を行うことになっています。
 - ②『持ち戻す金額』は過去の贈与時の金額ではなく、相続開始時点の時価(評価額)で計算することになっています(値上がりしそうな不動産や自社株式などを過去に贈与していた場合、相続開始時点の評価額で計算しますから、何十倍、中には何百倍となることがあります)。
- ※特別受益とは相続人に対する「遺産」の前渡し分のことで、財産分割や遺留分算定においては、それを持ち戻して計算することになります。特別受益の対象となる財産には、遺贈や生前贈与、婚姻等のための贈与、生計の資本としての贈与(子どもが独立して別世帯を持つための不動産・営業権・農地等の贈与)などが含まれます。ただし、生命保険金・死亡退職金は原則、特別受益とはなりません。

税法と民法の違い

ここで少し混乱されるかもしれません。過去に贈与した財産は、贈与税を払っているし、持ち戻すのも暦年贈与だと3年以内の贈与財産だけのはずでは？ 相続時精算課税制度でも、その時の(贈与時の)価額で持ち戻せばよいという話ではなかったのか？ これらは「税法」の話です。遺産分割や遺留分算定における特別受益の持ち戻しは、「民法」の話。ではここで、相続税法と遺留分算定の民法の違いを比較してみましょう(図表3)。

相続税の計算においては、相続人への一定の贈与(過去

図表3

相続税対象財産と遺留分対象財産は違う！	
相続税対象財産(税法)	遺留分対象財産(民法)
被相続人の遺した財産	債務控除後の被相続人の遺した財産
+	+
相続人への贈与財産	相続人への贈与財産
相続開始前3年以内の 暦年贈与財産 (贈与時金額)	過去の特別受益財産すべて (時価)
+	+
相続時精算課税にて 贈与した財産 (贈与时価額)	相続人以外への贈与財産
+	・相続開始前1年以内の贈与財産 ・遺留分権利者に損害を与えることを知りつつ行われた贈与
+	
債務	

3年以内の暦年贈与財産と、相続時精算課税による贈与財産のみ)を含めて計算します。また価額は贈与時の価格で計算します。

一方、遺留分の算定における過去の贈与財産は、二つあります。

一つは相続人に対する、過去のすべての贈与財産(特別受益財産)を相続時の時価で持ち戻します。

いま一つは、相続人以外に対する、過去1年以内における贈与財産をも持ち戻して計算するという点です。

事業承継における贈与の問題

事業承継における贈与で特に問題となることは、後継者への自社株式の贈与です(図表4)。

○後継者への自社株式の贈与のメリット

自社株式を暦年贈与や相続時精算課税で贈与することによって、経営権を後継者に移譲できる点が大きなポイントです。さらに贈与によって経営者自身の持株数を減らすことができ、個人の相続財産が減り、相続税対策としてのメリットもあります。

つまり、自社株の生前贈与は、事業承継対策や納税対策としては非常に有効な手段なのです。

●後継者への自社株式の贈与のデメリット

一方、後継者(相続人)への自社株式の贈与は、遺留分算定において、持ち戻して計算されます。

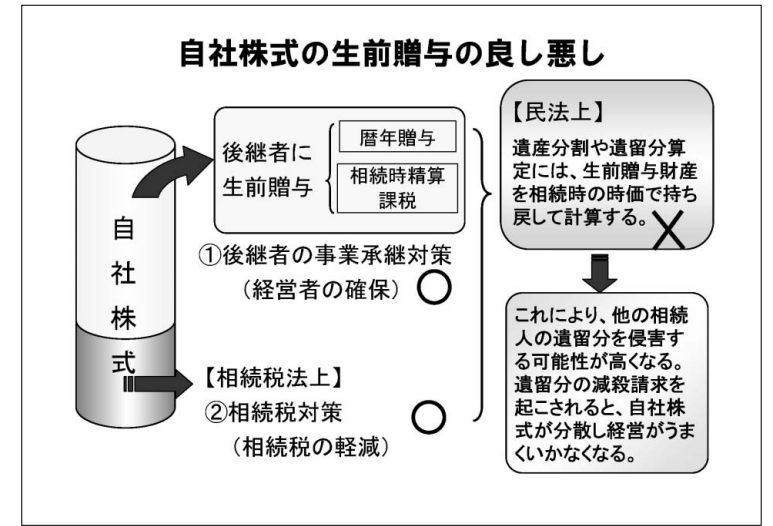
さらに、持ち戻される価額は、時価(評価額)になります。つまり贈与された自社株式が、後継者の努力によって価額が上昇したら、その分も含めて遺留分算定の計算基礎に加えられるということです。

これにより、後継者の努力によって自社株式の価額が上昇した分、他の相続人の遺留分額を増やすという、非常に不合理的な問題まで発生してしまうのです(図表5)。

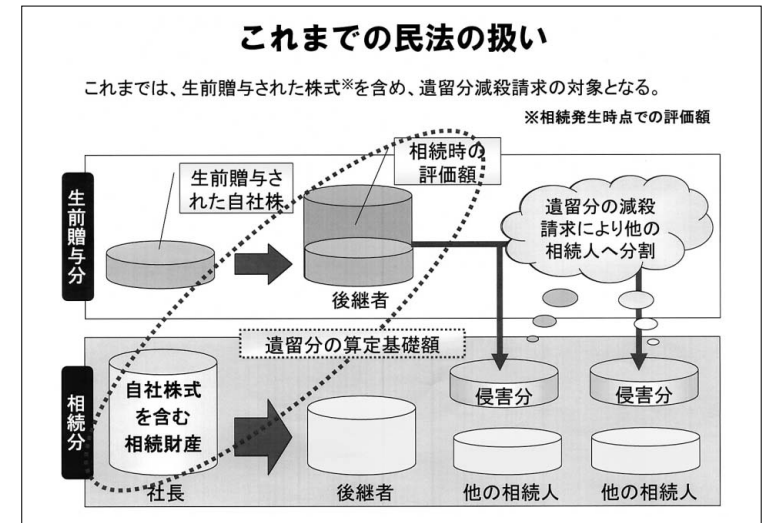
問題を解決するための民法特例

さて、これまで後継者への自社株式の生前贈与には、前

図表4



図表5



述のような問題が内在していたのです。

そのため「経営承継円滑化法」では、これらの問題を解決するために、つまり事業承継を円滑にするために、次の二つの民法特例を新たに作りました。

- ①過去に贈与した株式を遺留分の計算基礎から除外することができる(除外合意)
- ②過去に贈与した株式の評価額をあらかじめ固定化したものを遺留分の算定に加える(固定合意)